

香美市教育委員会定例会会議録

(令和元年6月19日)

招集年月日 令和元年6月12日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室
会議の日時 令和元年6月19日(水) 午後2時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	岡本 博章
教育振興課長	横山 和彦
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班	川島 進
教育振興課学校教育班	横田 尚明
教育振興課学校教育班	西村 愛由
教育振興課幼保支援班	三木 俊史
生涯学習振興課スポーツ班	野村 文紀
図書館	門脇 真里

職務のための会議出席者

西村 愛由

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午後2時00分)

教育長 ただいまから、令和元年 6 月の教育委員会定例会を開催します。
本日の委員さんは全員出席です。
議事録の署名委員さんは、小松委員です。よろしくお願いします。
まず前回の議事録についてですがいかがでしょう。
承認ということよろしいでしょうか。

それでは承認ということよろしくお願ひ致します。
教育長の報告は特にありませんので議事に入りたいと思います。
今日は、追加議案・報告もごさいますので、よろしくお願ひします。

議案第 1 号「香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

(議案説明)

教育長 新旧対照表を見ていただいとことです。
この前、図書館協議会を行つた時に、蔵書点検がいるのではないかという話にもなつていました。喫煙場所がちょうど東の入口の所になるので、風の向きによつては図書館の中に入つてきたり、通路を人も通るしということでの改正ですが、いかがでしょう。

浜田委員 蔵書点検ですが、機械でやる場合は速いんですけども、例えば今後新しい図書館が出来た場合に、六万冊、五万冊になつた場合機械化でやるんですか。手作業でやるんですか。

事務局 今の予定では I C チップを入れる予定はないので手作業になる為、3 日では終わりません。その時の蔵書点検を換算して、必要日数を規則改正するということになります。今現状では本館は 3 日。分館は 1 日と見ています。

浜田委員 分かりました。その時に改正するということですね。

教育長 現状ではなんとかこれでやつていけるということですね。では改正についてはいかがでしょう。よろしいですか。
それでは承認致します。
続きまして、議案第 2 号をお願いします。

議案第 2 号「香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定

について」

(議案説明)

教育長 以上説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。特に質問はございませんか。

では承認致します。

続いて、議案第3号をお願いします。

議案第3号「香美市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

(議案説明)

宮地委員 前回もたしか消費税が10パーセントになった時のなにかありましたね。それに伴って今度は保育料・幼稚園のいわゆる無償化ということになってきて、それに伴って改正するということですね。

計算方式は間違いないですか。

浜田委員 無償化の手前の法律はないですか。

無償化の根拠となる法律があって、要は提案理由の所に一部変更された為にと
いう文章になっているわけですね。

事務局 今年度の幼稚園就園奨励費の期間が、一年間ではなくて9月分までで、10月からは無償化の事業の方に含まれるようになってきます。それで5条6条というのは変更の書類の提出の期間であったりとか実績の報告の期間であったりとかっていうのも期間が短縮されるであろうというふうな通知がきていますので、削らせてもらっているという状態です。

教育長 無償化の関係で次々と変わってくる内の一つだと思います。

では提案のとおりでいい、細かいところについては通知文等でやっていくということで。そういうことで承認でよろしいですか。では承認致します。
続いて、議案第4号をお願いします。

議案第4号「香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する細則について」

(議案説明)

- 教育長 説明は以上ですが、いかがでしょうか。
- 宮地委員 私は、日本国内に改めるのは賛成なんです。お伺いしたいのは、県の修学旅行引率基準っていうのがありましたよね。県教委の修学旅行引率基準というのがあると思いますが、それと整合性はとっていますか。というのが、いわゆる引率旅費は県費で対応するじゃないですか。整合性がなかったら結局どうなるかというところです。
- 事務局 県費負担教職員の修学旅行引率の旅費について規程は今もありますので、小学校・中学校それぞれの上限を超えない範囲で修学旅行の計画を立てていただくことが必要かと思います。県内の他の市町村を調べた時にやはり四国中国近畿地方が多いですが、規程がないところや日本国内というところが実際既に何箇所かあります。
- 宮地委員 生徒数が何人でクラスがいくつあって引率が何名って、その範囲も以前は決められていたんですね。小学校だとどこまでとか、中学校だったらどこまでと。ただ財源の問題です。それともう一つ、県費負担教職員の旅費については市町村が支払えないという、市の監査から出てくる場合があるんですよ。だからそこもきちっと踏まえておかないと、後々県費負担分を超えたので市で出そうとした時に執行したら市の監査がこれはおかしいじゃないかと言われる可能性がありますから、そのことも踏まえてスムーズに行くようにぜひお願いしたいと思います。
- 教育長 今気がつきましたが、積丹なんかを考えたりしているのもあります。そうした時に小学校は2泊3日以内っていう決まりがありますが、2泊3日では到底行けない。積丹だったら3泊4日は必要だと思います。
- 浜田委員 この場合、積丹町との交流は修学旅行に当てはまらないんですね。
- 教育長 一番言っていたのは大栃中学校が東京の方へ行ってビジネスの関係で何かやりたいっていうのをずっと前から言っていて、起業家教育の中の話と、それから積丹の方は今香美市で募って子どもたちが行っているけど、学校の方が積丹と交流していくのに大栃小とか片地小とか、学校の特色を出すためにそういうこ

とが出来ないかということもあってですね、中学校だけでなく小学校も変えたらどうかということだったんです。

浜田委員 それであればそのことも踏まえて、第6条の内容は分からないので、この場合は修学旅行しか書いていないけれども、この中になんらかの事を含めて読めるようにしてあげたらどうですか。今は取り決めがないわけですね。

事務局 特定の学校がということですか。
積丹町との交流や、オーストラリアへの短期留学は姉妹都市交流事業として別に取り決めがあります。

浜田委員 香美市内の特定の学校がどこかへ行くと。規則第6条第1項に規定する修学旅行と書いてあるから、修学旅行に関しては学校の管理運営に関する規則の中に詳しく書いているのではないですか。管理運営に関する規則もそういうことを入れて、もしあるんだったら入れていかないといけないのではないのでしょうか。どうなんでしょう。

教育長 修学旅行だけじゃなくて他に行くということも入れてということですか。
土佐山田町時代は繁藤小学校がロサンゼルスへ行ってたんですね、そういうのはあったのですが、それがこれに載っていたかどうかはよく分かりません。

宮地委員 国際化もあるし、いっぱい色々な子どもたちが色んなところに行って勉強するのはいいと思います。あと予算のことですね。それが非常に教員の分が厳しいので、そこを整合性がきちんと取れておけば問題はないだろうということですね。

教育長 積丹は難しいかもしれませんね。これ3泊4日って直したら全部修学旅行は3泊4日に小学校は直したら大変なので、お金全部いるので。たぶん旅費から来ているんですね。2泊3日ということですから。

教育長 ではこれは承認ということですか。ありがとうございました。
それでは次、議案5号をお願いします。

議案第5号「令和元年度準要保護児童生徒の認定（新規）について」

（議案第5号は非公開案件審議）

(原案のとおり承認)

教育長 続いては報告です。お願いします。

報告第1号「一時体験入学について」

(説明)

教育長 議案・報告に関しては以上です。本日の議案はすべて終了しました。

(閉会時刻：午後3時00分)